

消費者は事業者に比べて情報量や交渉力に差があるため、商品やサービスを選ぶときや契約後に、トラブルになってしまうことがあります。

消費生活センターでは、消費者が適切に商品を選ぶことができ、被害に遭った際には救済されるよう、相談にきた人を支援しています。

### 相談の受け付け・対応(助言・あっせん・紹介)

消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、悪質商法や架空請求、インターネット関連のトラブル、借金返済に関する悩みなどの相談に対応しています。

相談は電話や対面で受け付けており、相談内容から解決に向けた方法を検討し、助言や事業者との交渉を行います。弁護士などの専門機関を紹介することもできます。

6・9・12・3月の第2土曜日は、週末消費生活センターを開設しています。平日に来所が難しい人は、活用してください。

### 相談は無料で秘密は守られます

自分の悩みを相談することは、勇気がいることです。相談員は相談者の立場に立ち、じっくり話を聞くので、安心して相談してください。

個人情報外部に漏れることはありません。費用は無料で、何度でも相談できます。



### 出前講座の開催やトラブル事例の情報提供

相談員や市の職員が地域へ出向き、最新の相談事例やトラブルを防ぐポイントを紹介しています。また、さまざまな啓発リーフレットを配布するなど、消費者問題の情報提供も行っています。「消費者問題の最新情報が知りたい」「出前講座を頼みたい」ときは問い合わせてください。

**場所**／市役所2階 旭市消費生活センター

**相談時間**／午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)